

## 役員等報酬規程



社会福祉法人 伊勢亀鈴会

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊勢亀鈴会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、退職金、慰労金、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事長、理事、監事、評議員及び評議員選任解任委員をいう。

## 第2章 報酬等

### (報酬)

- 第3条 継続かつ定期的に就業する役員（常勤役員）の報酬は、個人の役割、職務内容、職員給与とのバランス、役員報酬の世間水準、経営内容を総合的に勘案・評価し、常勤役員の役員報酬額表（別表1）に定める基準額を評議員会にて決定し、各人に支給する。
- 2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会、評議員選任解任委員会へ出席したとき、日当 30,000円 を支給する。  
その他法人業務に携わった時は、日当 30,000円 を支給する。
  - 3 理事において、施設、本部事務局等の職を兼務する者（兼務役員）には、第1項及び第2項は適用せず、原則として職員給与のみとする。
  - 4 翌年度の報酬額は、年度末に開催される評議員会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ改定することがある。
  - 5 法人の業績その他の理由により、評議員会の決定に基づき、臨時に役員報酬の減額措置を講じることがある。
  - 6 病気療養などの事情により、やむを得ず長期休職中の常勤役員の報酬については、原則として、その任期中は減額せずに支給する。

### (報酬の支払と控除)

- 第4条 報酬の支払は、次のとおりとする。
- (1) 第3条1項の役員については、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月20日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に支払う。
  - (2) 第3条2項の役員等については、その都度支払う。
- 2 報酬の支払額は、源泉所得税、住民税、社会保険料を控除した額とする。

### (交通費)

- 第5条 理事会、評議員会、評議員選任解任委員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費にて次のとおり支払う。
- (1) 第3条1項の役員については、交通費届によって申し出された金額を支払う。ただし、交通費届の申し出がないものについては、領収書等の支払いの証明ができるものをもって支払うことができる。
  - (2) 第3条2項の役員等については、交通費届によって申し出された金額をその都度支払いを行う。ただし、交通費届の申し出がないものについては、領収書等の支払いの証明ができるものをもって支払う。
- 2 理事において、施設、本部事務局等の職を兼務する者（兼務役員）には、第1項は適用しない。

### (費用弁償)

第6条 理事会、評議員会、評議員選任解任委員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書をもって実費を支給する。

### 第3章 出張旅費

(出張旅費)

第7条 役員等の出張に対する旅費の取り扱いについては、別途「役員等旅費規程」に定める。

## 第4章 役員等賞与

(役員等賞与の決定)

第8条 法人の営業成績が良好なときは、利益処分として評議員会の承認を得て支給することがある。

2 役員等賞与の支払日は、その都度決定する。

(役員等賞与の配分)

第9条 役員等賞与の配分は、評議員会の協議を経て決定する。

2 兼務役員に対しては、賃金規程（職員）に定める職員賞与を支給する。

## 第5章 退任慰労金

(金額の算定)

第10条 退任する役員等に対する退任慰労金の金額は、次の基準額に在任期間の年数を乗じて算出した金額とする。

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| (1) 理事、監事     | 基準額 20,000円        |
| (2) 評議員       | 基準額 20,000円        |
| (3) 評議員選任解任委員 | 基準額 20,000円        |
| (4) 理事長       | 基準額 最終の役員報酬（月額換算額） |

- 2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算日として、1年に満たない端数月が6箇月以上のときは切り上げ、6箇月未満のときは切り捨てるものとする。なお、役員等就任日が平成29年4月1日前の場合は、平成29年4月1日を起算日とする。ただし、理事長の在任期間の計算については役員就任日を起算日とする。

(功労金)

第10条の1 退任する**理事長**の法人に対する貢献度が**特に顕著**であると**評議員会**において承認された場合は、功労金を支給する。

- 2 前条の貢献度が特に顕著であると判断する基準を下記の通りとする。  
理事長就任年度（就任日が年度の途中の場合は翌年度）の**法人収益**に対する退任年度（退任日が年度の途中の場合は前年度）の**法人収益が20%以上増**となっていること。

- 3 功労金の額は、下記の範囲で評議員会の承認を得た額とする。

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| <u>在任期間5年以内の場合</u>  | <u>5,000,000円以内</u>  |
| <u>在任期間10年以内の場合</u> | <u>10,000,000円以内</u> |
| <u>在任期間15年以内の場合</u> | <u>15,000,000円以内</u> |
| <u>在任期間20年以内の場合</u> | <u>20,000,000円以内</u> |
| <u>在任期間25年以上の場合</u> | <u>25,000,000円以内</u> |

- 4 前条に定めた退任慰労金に本功労金を加えた額を退任慰労金として支給する。

(支払)

第11条 退任慰労金は、役員等を退任した時点において支払う。

(控除)

第12条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任する役員等が法人に対して負担する責務があるときは、その額を控除する。

## 第6章 役員等慶弔見舞

(役員等慶弔見舞)

第13条 役員等の慶弔見舞金の支給基準は、別途「役員等慶弔見舞金規程」に定める。

## 第7章 その他

(支払方法)

第14条 第2章から第6章の報酬等の支払い方法は、別途「役員等旅費規程」、「役員等慶弔見舞金規程」、賃金規程（職員）に定めがある場合を除き、特別な事情がない限り、本人の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うこととする。

## 付 則

### 第1条（改正・施行）

- 1 この規程は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年4月1日から改正・施行する。
- 3 この規程は、平成28年4月1日から改正・施行する。
- 4 この規程は、平成29年4月1日から改正・施行する。
- 5 この規程は、平成30年4月1日から改正・施行する。

別表 1 常勤役員の役員報酬額表

役員報酬額（年俸）		（月額換算）
1号	3,270,000円	200,000円
2号	4,087,500円	250,000円
3号	4,905,000円	300,000円
4号	5,722,500円	350,000円
5号	6,540,000円	400,000円
6号	7,357,500円	450,000円
7号	8,175,000円	500,000円
8号	8,992,500円	550,000円
9号	9,810,000円	600,000円
10号	10,627,500円	650,000円
11号	11,445,000円	700,000円
12号	12,262,500円	750,000円
13号	13,080,000円	800,000円
14号	13,897,500円	850,000円
15号	14,715,000円	900,000円